

令和7年度 第2回小金井市地域福祉推進委員会 会議録

日時：令和8年3月19日（木）

午前10時から午前11時30分まで

場所：小金井市役所第二庁舎8階 801会議室

出席委員 10人

委員 中内 敏彦 委員 金ヶ江 博紀 委員 山本 俊郎 委員 永並 和子 委員
石塚 勝敏 委員 持田 晴子 委員 秋山 理絵子 委員 酒井 利高 委員
小森 哲夫 委員 田中 勉 委員

欠席委員 0人

事務局 福祉保健部長 高橋 正恵
地域福祉課長 根本 礼太
地域福祉係長 清水 伸悟
地域福祉係主任 佐藤 大輝
地域福祉係主任 玉井 奈保子

傍聴者 0人

地域福祉課長：それでは皆様お揃いですので、改めましておはようございます。私、地域福祉課長の根本と申します。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本日の開催にあたりましては、日程の設定等急なところでございましたが、ありがとうございました。ただいまから、改選後の初めてとなりますが、地域福祉推進委員会の会議を開催いたします。新たに任命された委員の皆様には、これから3年間という長い任期でございますけども、本市の地域福祉の推進に向けまして、様々なご助言等いただきますと、大変ありがたく思います。それでは、はじめに本日の会議ですが、特に欠席はございません。皆様ご出席ですので、会議は成立してございます。続きましてお配りしております資料についてでございます。本日の次第の他、委嘱状、あとは第3期小金井市保健福祉総合計画の冊子を新任の方に、あとは事前配付資料2点と、当日配布資料3点の合計7点になります。ご説明の中でもし不足等ございましたら、お気軽にお申し出ください。それでは、着座にて失礼いたします。

それでは本日の次第に従いまして進行させていただきます。

初めに、委員の委嘱についてです。改めまして、委員の皆様には、当委員会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、机上に委嘱状を配布させていただいてございますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。任期につきましては、令和8年3月19日からの3年間、令和11年3月18日までとなりますので、何卒よろしくお願いいたします。現時点での委員名簿につきましては、配布した資料の1番のとおりとなっております。なお、小金井市地域自立支援協議会からご推薦いただく予定の枠につきましては、委員改選後ということで、聞いてございますので、現在は欠員となっております。また、学識経験者の委員枠につきましても、現在、慎重に調整を行っているところでございますので、もう暫くお待ちいただきたいと思っております。また、これまで小金井市医師会より委員のご推薦をいただき参りましたが、医師会を構成員とする、小金井市市民健康づくり委員会から小森委員をご推薦いただいているということもございます。そのため、またこの新計画につきましては、再犯防止計画が内包されているという事情もございまして、今回は推薦枠を北多摩東地区保護司会小金井分区様よりご推薦いただく形に変更いたしました。新たに、今回再犯防止推進計画を策定しまして、地域福祉計画に内包いたしましたので、特に次回から田中委員からのご意見等を賜りたいと思っております。地域福祉推進委員会の運営については、本日お配りしております資料2をご覧ください。小金井地域福祉推進委員会条例に基づき設置、運営して参ります。続きまして、新たな委員の方については本日が初めての方が委員会ということになりますので、まずは、皆様、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。田中委員から順番にお願いします。

田中委員：皆さんこんにちは。北多摩東地区保護司会の小金井分区で保護司をしております田中勉と申します。よろしくお願いいたします。再犯防止推進計画が内包されたことよって、ご推薦いただきまして委員となりました。まだわからないとたくさんありますが、しっかり学んで、地域福祉推進に貢献できるように頑張っていきたいと思っております。

小森委員：小金井市市民健康づくり審議会より推薦いただきまして、前回に引き続いてやらせていただきます。よろしくお願いいたします。

酒井委員：私は小金井市の介護保険運営委員会の委員を結構長くやっていて、私は小金井市民じゃないものですから、是非小金井市民の方をととも思ったのですが、委員会から推薦されているものですからやっております。はい。

秋山委員：小金井市福祉NPO法人連絡会から推薦されています秋山と申します。

普段私は市内で精神障がい者の方達の支援を行っている法人に所属しております。その中で私は相談の部門におりまして、計画相談という障がいの福祉サービスを使う方達のコーディネーターの仕事を行うのと、長期入院の方々が地域に出ていくための支援を行っております。よろしくお願いいたします。

持田委員：民生委員児童委員の持田晴子と申します。一昨年の12月からこちらの委員会のメンバーに加わらせていただきました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

石塚委員：名簿でいくと6番目にあたります、小金井市社会福祉協議会の事務局長を仰せつかっております石塚と申します。前期に引き続きということで、やらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

永並委員：公募市民の枠で、永並と申します。よろしくお願いいたします。

山本委員：公募市民の枠で、山本でございます。前期の委員もやらせていただいたのですが、あまりにも会議の内容についていけなかったものですから勉強を始めまして、社会福祉士の勉強を始めたところです。やっと、なんとなく知識もついてきたかなという気がしておりますけれど、こちらでお役に立てればと思います。よろしくお願いいたします。

金ヶ江委員：公募市民の選出で、今回から初めて参加させていただきます。金ヶ江博紀と申します。わからないことだらけですけれど、よろしくお願いいたします。

中内委員：公募市民として委員の委嘱を受けました中内敏彦と申します。

日頃はですね、池袋でございます、公益社団法人家庭問題情報センター、一般にFPICという名前で呼ばれていますけれども、その登録会員として約12年ですか、この後見業務に携わっております。今回、公募市民として応募したんですけれども、その理由としては、やはり地元小金井の現状をちょっとみてですね、今、私が担当してる、他の地域との比較も見た上で、この小金井市のできれば後見業務に従事していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

地域福祉課長：皆様どうもありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願いいたします。続きまして、事務局の地域福祉課の職員をご紹介します。

(事務局紹介)

続きまして、次第の2ですね。議事1の「会長及び副会長の選出」に進んで参ります。地域福祉推進委員会条例の第5条では、本委員会に会長および副会長をそれぞれ1名置くことが定められています。会長の職務としましては、委員会を代表し、会務を総理するとともに、会議の議事進行などを担っていただくこととなっております。本日、選出方法ですけれども、委員の互選によることとなっておりますが、現在学識経験者を含めて、委員欠員がある状況でございます。つきましては、会長及び副会長の選出につきましては、欠員補充後に改めて行うこととさせていただきたいと思っております。本日は、会長及び副会長の選出は行わず、委員の欠員補充完了した後に、改めて、次回の委員会で成立させていただきたいと考えてございます。この件に関して何かご意見等ございますでしょうか。

石塚委員：本日の議事の内容は、今年度進めてきた事業の報告が中心となるかと思っておりますので、会長の選任は次回に延期していただいでですね、本日は地域福祉課長に進行役をお願いするのはいかがでしょうか。

(異議なし)

地域福祉課長：はい。ありがとうございます。それでは、本日の議事を進行させていただきます。

議事2になります。「地域福祉計画の令和6年度実績報告及び評価について」に入りたいと思います。事務局の担当より、資料の説明をさせていただきます。

事務局：それではお配りしている資料3をご覧ください。A4の横長の資料になります。

市では、地域福祉の推進を図るために、地域福祉計画を策定しております。この計画では、「3つの基本目標」に基づき、全47の個別事業を位置づけてございます。また、この計画の着実な実施を図るために、次年度にPDCAサイクルに基づいて計画の評価を行い、改善へとつなげていく体制を整えております。地域福祉推進委員会の皆様には、委員会の主な所掌事項として、こうした地域福祉計画の評価内容となっております。本日お配りしている資料3についてですが、こちらは前年度の令和6年度の地域福祉計画の実績に対する評価内容となっております。事務局の方で、自己評価のような形でやった内容に対して委員の皆様にご評価いただいた結果というものが、資料に反映されております。本日当日配付させていただいた資料で、細かくお読み取りいただくのは難しいかと思っておりますので概要について説明させていただきます。まず、基本目標1はです。主に福祉のまちづくりに関する環境整備を契機とした施策が位置付けられています。この分野では、バリアフリー化や住みやすいまちづくりに関する具体的な取り組みが進められております。基本目標2では、包括的支援体制の構築が重ねられており、特に今年度からスタートしております重層的支援体制整備事業について、前任期の委員の皆様から多くのご意見が寄せられたところです。基本目標3では、地域活動の活性化が掲げられており、地域づくりの住民同士の交流を推進する施策などが位置付けられております。この目標に基づきまして、地域住民が主体となる活動を支援することで、地域内の連携強化などを目指しております。資料3の最終ページに、委員の皆様からいただいて、その評価結果が記載されてございます。現在、評価結果については、まだ調整をしている段階にありますので、そうしましたらこちらは市のホームページで公表する予定となっております。委員会からいただいたご意見、ご評価というものは、各事業の部署の方にフィードバックを行いまして、事業の見直しとつなげていただいております。資料3の今年度、7年度の事業の実績報告につきましては本日お集まりいただいている皆様にご評価いただくこととなりますので、どうぞよろしく願いいたします。資料の説明は以上でございます。

地域福祉課長：それではこの件に関しまして、何かご意見ご質問ございましたらよろしく願いいたします。なかなか細かい資料で恐縮ですけれども、また何かお気づきの点とかございましたら、事務局の方にメールでも結構ですのでいただければご回答させていただきますので、よろしく願いしたいと思います。本日のところはこれで、この件は終わらせていただきます。

続きまして、議事の3「第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画の策定について」に入りたいと思います。事務局の担当より、資料のご説明をさせていただきます。

事務局：それでは、本日の議事3「第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画の策定について」、資料の説明と合わせこれまでの経緯を改めてご説明させていただきます。成年後見制度は、認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分でない方々の権利を守り、その方々が望む生活や財産を法的に保護するための制度です。小金井市では、成年後見制度の利用促進のための基本計画を、令和3年度に策定いたしました。現計画が今年度末

で終了することを踏まえ、次期計画の策定に向け、これまで取り組んでまいりました。前委員の方々にご出席いただきました11月の令和7年度第1回地域福祉推進委員会におきまして、第2期の計画案をお示しし、ご審議いただいたところです。審議の際にいただいたご意見等を参考に、再度計画案を検討し、検討後の計画案をもって、令和8年1月15日から2月16日までの期間で、パブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントでは、お1人の方から4件の意見が寄せられました。その際のパブリックコメントの実施結果をまとめたものが、事前送付させていただいた資料「第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画（案）に対する意見及び検討結果について（概要）」になります。パブリックコメントの結果を踏まえ、事前送付させていただきましたもう1つの資料「第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画」を本計画の最終案として提案させていただき、本日の地域福祉推進委員会にてご承認いただきたいと思いますと考えております。事務局からの説明は以上です。

地域福祉課長：はい。ありがとうございます。それでは、こちらの成年後見制度利用促進基本計画に関して何かご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いいたします。

（質問なし）

事務局：事務局の方から続けてよろしいでしょうか。今回事前に資料送付をさせていただいた際に、委員の方からメールにてお問い合わせをいただいた意見がありまして、個別でご回答の方はさせていただきました。ただ、回答が間に合わなかった方もいらっしゃいましたので、間に合わなかったことについて、いただいたご意見の内容と回答をさせていただければと思います。いただいたご意見が、今回の計画の中にある法人後見の推進に関する内容なんですけれども、市の社会福祉協議会が法人後見を推進していくという内容が計画案の9ページ、施策の展開3「法人後見の推進」、こちらの実施内容のところですね、「社会福祉協議会が法人後見を実施できる体制を整備します」という記載をさせていただいているんですけれども、お問い合わせの内容としてはですね、今現在でも、市の社会福祉協議会、法人後見を受託していると思っているが、こちらの内容と整合性がとれないんじゃないかということでお問い合わせをいただきました。市の社会福祉協議会が以前、法人後見にされていた実績あるんですけれども、今現在この法人後見を継続的に行うための環境が今は整っていない状況が続いているということで、法人後見の受任が行えない状況がちょっと続いているということがありまして、今後、法人後見の実績を、安定して重ねられるように体制を整備していきたいという内容となります。以上です。

地域福祉課長：権利擁護センターということもあって、石塚委員より全体的な補足をお願いします。

石塚委員：はい。概ね今ご説明があったとおりでございますが、確か平成21年か22年ぐらい法人後見で試行的に取り組ませていただいたという実績がございますが、やはりこの体制では十分に継続していくのは難しいということからですね、それ以降、要綱は設置されていますが実際していないという状態が続いております。今回はそういった中で今後法人後見をやるうえでも専門職ですとか、他の法人後見できる団体も行えるところもございまして、社会福祉法人が取り組んでいく法人後見というのがどのような方をターゲッ

トにして取り組んでいくかということを考えながら進めていく必要がございますので、できるだけ体制づくりを小金井市さんと協議しながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上になります。

地域福祉課長：ありがとうございます。あとその他のご意見ご質問何でも結構です。ございましたらどうぞ。はい。どうぞ。

持田委員：9ページの「法人後見の推進」のところで、市民後見養成講座を終えられたら意思決定サポーターにというところで、今後のサポーターの役割というか、具体的なイメージといますか。

事務局：具体的に、ですね。こちらの記載がある意思決定サポーターについて具体的内容今詰めているところではないんですけども、今現在市民後見人に関して、後見人の養成のための講座等を受けられて、ただその後実際に後見を受任しているという方はそう多くはないので、そういった方々をどう活用していくかというところで、法人後見を社会福祉協議会が受任された際に、そちらを手伝っていただく方、それを意思決定サポーターとして、市民後見人養成講座選べたそういった形で活用できないかとしてこれから検討を行っていくというところなんです。ですので、市民後見人として研修等を受けられて、今後、実際に市民後見についての後見業務を見据えた方々について、社会福祉協議会が法人後見をこなす際にサポートしていただくような、そういったかたちで活用ができないか、検討を今後進めていくことを考えております。

持田委員：去年養成講座を修了された方はどのぐらいいらっしゃいますか。

事務局：今、数を手元には持っていないのですが。

石塚委員：結構いらっしゃいます。養成講座自体は近隣7市合同でやっているものなんですけれども、そういった中で、隔年で、2年ごとに行っていて、間の1年は受講し終わった方々のフォローアップということでやっております。現在ですね、実際に受任されている方で、審判が下りたのはお一人いらっしゃいまして、もう一人現在審査中だったかと思しますので、2件になるかなという状況です。その際、社会福祉協議会が後見監督としてつくというかたちになります。以上です。

酒井委員：今の件ですけれど、社会福祉協議会がね、しっかりと後見をやってくれるということなので、多分なんですけれど依頼をする方というのはですね、自分の財産を長期にわたって安心してお願いできると、やはりそういうことを個人レベルではなくて組織レベルでやはりここだよなという。ひとつは社会福祉協議会とかだと思うんですよね、ほかにNPOとかもありますけどね。やはり経験的に、障がい者とか高齢者の方は、市が関与して運営しているところに安心感ありますよね。中で何かあったとしても、やはりそういう意味で専任の方がいないということもありましたけれど、やはり強化をしてですね、法人後見人としての社会福祉協議会があって、養成講座を受けた市民の方がサポーターとして動いてくれる、社会福祉協議会のもとで。そういう運営体制がよいのではないかと思う。是非、よろしく願います。

地域福祉課長：ご意見ありがとうございます。はい、山本委員。

山本委員：今、酒井委員が仰った2番煎じみたいになってしまうんですけど。実際の実務を殆ど

知らない観点でこれを見させていただいた上で思ったのが、流れとして市長申し立てがあって、それが増えてきた受け皿として、酒井委員が仰ったように社協で法人でやる、法人でその後という流れをイメージされているのではないかと思うのですけれど、それをするにあたってどうかと思ったのが、相談件数が700件とかあるので、実際にどういう要望だとかで相談が来ているのか、例えば「制度が知りたい」という相談が多いのであれば、それに入る前の相談だと思うんですが、「こういう人が困っている」「私契約できなくて困っている」ような相談が多いようであれば、市長申し立てをすぐにもとりかかれるおう体制にしておかないと、その後社協に流れていくという流れがうまくいかないのではないかなと、社協の法人後見と市長の申し立てがどうなのかな、と思った次第です。

地域福祉課長：是非、この点、石塚委員お願いします。

石塚委員：はい。ちゃんとしたお答えになるかわかりませんが。まず法人後見、市長申し立てについて。市長申し立てというのは身寄りがない方、どなたも支援していただける方がいない方の案件で、直接ご本人からご家族から情報が入ってくるというよりもですね、高齢者の多くは包括支援センターからですね、やはり介護の事業所から相談が入ってくる。例えば施設入所にあたって契約が必要というようなね、今後を見据えて後見をつける必要がありますね、というところで相談があるケースが、現場としては多いかなというところなんです。実際そうした関係機関とのやりとりが毎日のように、一刻一刻と状況が変わっていきますので、まさに速やかに手続きが必要な方に行われていくというところなんです。家裁に申し立てをして審判が下りるまで、今大体約1か月から2か月ぐらいかかると思いますので、時間がかかりますね。あとは、私共のところの社会福祉協議会、権利擁護センターの地域福祉権利擁護事業と言って、これもご利用される方の大半は関係機関でやはりちょっと日常的な金銭管理だったり日常生活の支払いだったりができないよねっていう方々で。待っていただいている方の連絡先は全てケアマネさんだったりですね。そういう方々が仲介していただいて、実際ご家族からというのは多くはないです。年間でご家族からというのは1件か2件ぐらいかな。それでも私が実際に担当していた時は、そういったパターンは大体、知的障がいをお持ちの方の親御さんから、ある程度年齢がたって一人で生活をしていくとい時に後見をつけないかということがあったかと。ただそういった場合でも結局どうしようかなという、そこまできいかい場合もあります。ご本人の意思も非常に重要でございますから、そういったところの兼ね合いもみていくというところなんです。十分な回答なっているかわかりませんが、以上でございます。

山本委員：相談に来るのはどういった感じ…1日に1件とか2件とか来たりするのでしょうか。

石塚委員：基本的に、先ほど申しましたとおり後見の相談となると関係機関からきたりすることが殆どです。市民の方からの相談となってきますと、老い支度ですとか、自分が認知症になってしまったらどうすればいいのだろうか、葬儀はどうすればいいだろうかといったような。私共の権利擁護センターの方で、毎年2回成年後見制度の啓発のための講演会を開いておまして、そういったところで老い支度なんかにつきましても、勿論制度の説明と併せてですが、させていただいておりますし、午前中の講演会の後のその日の午後

に司法書士の先生、行政書士の先生による相談会を行っております。特に行政書士の先生であれば相続、司法書士の先生であれば土地建物、といった専門的なところの知識をいただいたご相談を受けられるということでやっております。

地域福祉課長：そのほか何かございましたら。はい、秋山委員どうぞ。

秋山委員：そもそも、成年後見制度自体が今年、大幅に改正が入ると思っていて、補助がメインとなっていて、今までは終身だったのが、途中で切ってもいいという制度になるという。成年後見に求められるものそのものが変わってくるのかなと支援者の立場としては思っていて。今までは一度付けたら一生と思うとハードルがすごく高い、だけど、親から受け取った財産の整理とかその辺が片付けば成年後見ではなくて地権の金銭管理の支援だけでやっていける方も多くいらっちゃって、成年後見の方たちに求められるスキルっていうのもきっと変わってくるんじゃないかなと思っているんですけど、この計画というのはそのいうことも見越しての計画となっているのか、それとも今までの成年後見の制度をもベースに作られているのかを教えてください。

地域福祉課長：それでは、私の方から。こちらの策定にあたっては、国の計画ですとか今後民法の改定等もございまして、秋山委員からご指摘いただいたように、これまでは一度後見をつけるとその方が亡くなるまでやめられないですとか、もう必要がないのに付いたままといった問題はありました。国の方もその点は柔軟に対応できるようにと変わってきています。こちらの計画ですと9ページの真ん中、施策の展開2「家庭裁判所との連携」というところに、「後見人の推薦及び後代の調整」として今回加えさせていただきました。ここが正に秋山委員からご指摘いただいた部分。中核機関の社協さんの方で、一度成年後見人を付けたらそのままではなくて、適切に交代の時期というものを見極めてその辺も柔軟に対応していくというかたちを、今回は入れております。ですので、ご指摘いただいたとおりでございます。

はい、田中委員。

田中委員：すいません。前提として、計画案に関する意見ということであるならば、具体的なオペレーションとか、そういったところまで意識して発言しているかどうか僕まだわかってないんですけど、どんな発言してもいいのかなって思いつつ、ちょっとそこは1点お聞きしたいなということで。もう1点目は、中身の話なんですけど、「基本施策1」の「中核機関の運営及び機能充実拡充の展開1」の(2)が多分、これ肝だと思っていて、この(2)の支援検討会、ここにおいて、具体的な受任者調整とか、おそらくここでも交代の調整に関しても、この検討会議で行われるのかな、なんて思っているんですけども。ここに関するデザインっていうのは、もう、一定程度イメージされていて、こういう支援検討会議を作っていこうとか、そういったことはこの場で検討されていたのか、それともそこに関しては、地域福祉課さんや社協さんにお任せというか、その中で検討されていくって話で終わったのか、そこをちょっと伺いたいなと思いました。

事務局：事務局から説明させていただきます。今、ご質問いただきました支援検討会議についてです。まず前回の地域福祉推進委員会においては、ほぼ今回お示ししている計画の内容と近い形で、計画案という形をお示ししてご審議いただいたという形になりますの

で、具体的に支援検討会議の内容等について細かくこの場でご審議いただいたという形ではありません。

田中委員：ないんですね。

事務局：はい。支援検討会議自体についてどういったものをとどこにつきましては、その前段として、社会福祉協議会、あと専門職の方々を中心にですね、計画の策定委員会を立ち上げているんですけども、その中で話をしてきたかたちになります。また、実際にはですね、現在も運営等審査会において、こういった受任者調整などをすでに行っていて、新しい計画のもとで、そちらの内容を新検討会議として切り分けて、細かく進めていければと考えています。また、次年度以降は細かくさらに支援検討会議の内容、実施の形を詰めていければということから開始していければと思っています。

田中委員：ありがとうございます。詰めていくってということがその具体的な細かい部分に関してはここで議論はしないで、社協さんの中とか運営等審査会とかで議論していく中での結果というか、そういったものがここでフィードバックされる、そんなイメージですか。

事務局：そうですね。

田中委員：なるほど。ありがとうございます。あ、あと1つめの質問なんですけど、どんな発言してもいいんですね。

地域福祉課長：はい。

田中委員：はい、すいません。以上です。

地域福祉課長：中内委員どうぞ。

中内委員：ちょっと別の観点なんですけども。この14ページの「後見人への支援」の(2)のですね、後見人等への報酬助成制度の見直しなんですけれど。実際にですねこの保険、業務に携わっていますとですね、要は、お金のない方の支援とかほとんど預貯金のない方の後見を裁判所は私たちが所属するFPICに与えてくるので、この報酬助成制度があるってことは非常にありがたいんですが、決してすべての市町村にあるわけじゃないので、実際にこの助成制度って一体どんなものなのかちょっとよくわからないんですが。おそらく、幾らかのお金が、被後見人の口座に振り込まれるのではないかと思うんですけども。それをどのように利用するかっていうことになると、おそらく被後見人等のために活用する。自分たち後見人そのものですね、報酬として受けるというのは、ちょっと間違ってるんじゃないかと思うんですけども。この助成制度の中身、とかっていうのは、ちょっと私には理解できないんですけど。これは具体的にもう、きちんとした定まったものがあるんでしょうか。

事務局：報酬助成につきましてはですね、各自治体でそれぞれ定めているところになります。報酬助成について、今お話があった専門職後見人への支援の中の施策内容で、報酬助成制度の見直しを進めるということに記載させていただいてるんですけども、こちらについては具体的に12ページにあります基本施策3、施策の展開1、施策名(1)の方でもですね「成年後見制度利用支援事業の統一化と拡充」というところ記載しております。現在、小金井市はですね、申し立てにかかる費用の助成や、後見人の方への報酬の助成というのが、基準であったり金額というのが行方部署でバラバラになっておりまして、

高齢者の方の市長申し立てについては高齢部門部署で行っており、障がいをお持ちの方についての市長申し立てはそちらの部署で、そうではない申し立てのケースの場合ですと社協さんを通じて報酬助成を行っているというかたちで、それぞれ誰が申し立てをするかとか、どういった部署で助成を受けるかで制度とか金額がそれぞれ少し違ってしまっている部分がありまして。まず統一化であったり、そもそも今の報酬の助成額がふさわしいものなのかということも踏まえて、今後、拡充等を踏まえて検討を進めていきたいというふうに考えております。

中内委員：だから、きちんとしたその報酬助成制度に関する規定のようなものがあれば、それは参考にすることはできるんですけども。ただ、今仰ったように、裁判所に何か申請する場合には手数料の補助だとか。そのようなもの以外に、それって対しての大きな額じゃないんですよね、そうすると、もう少しお金のない被後見人等に対して、自治体としてこういう助成制度がありますよっていうふうなもので、金額的にもそこそこ大きなものであれば、後見事務を担当するものとしては、それは非常にありがたいと。ぜひ、やってみようというような、そういう積極的なものが出てくるんですけども。それぞれの自治体によってどうもその辺のところが曖昧なような感じがするので、そのところをもう少し、小金井市としてはっきりするものを出していただければ、こういった市民後見人の方々にとっても、やってみよう、というようなものになっていくのかなというふうに思います。

地域福祉課長：報酬助成については、各部署ごとで要綱を定めた中でやっているんですけども、いかんせんこれまで各部署ごとに要綱を定めるということがあったものですから、それぞれ差異が生じてしまっているといったところから、今回折角ですからこの計画の中でそれを盛り込んで、今後それを整理していきましようというような目標になっております。

田中委員：ごめんなさい。今の点は私もわからなくなってきましたんですけど。報酬助成って、裁判所で報酬が決定されたけれども、実際の後見人の方が払うことができないから助成するというたてつけの話ではなくて、特にここの項目専門職って書いてあるので、専門職後見人の活動が安定するための報酬助成っていうのは、その例えば裁判所で決まった金額に対して、それは後見の方が払うとして、そこに、市が上乘せして、例えば後見人はプラス2万円多くもらえるみたいな、どっちのイメージなんすか。

地域福祉課長：上乘せではないです。あくまで申立費用に対する助成です。

田中委員：それはだから要するに、多くの自治体が行っている前者の言い方で差支えないですか。

地域福祉課長：石塚委員、補足をお願いします。

石塚委員：報酬助成っていうのは、家裁から報酬審判が出て、例えば年間20何万、それをご本人、要するに被後見人さんの、財産からこれをもってしまつと生活が成り立たないという状況があるということで、大体、全体的にいろいろな地区をみても、被後見さんの財産がどれぐらいなのかという目安があって、それ以下であれば報酬助成を申請できますよと。あくまでもご本人様の今ある財産から報酬をもらうことができないかわりに報酬助成をもらってですね、多くは被後見人さんの口座に1度入って、そこから後見人さんが報酬をもらっていただくという仕組みになってくるかと思います。ただ、そもそも

家裁がなぜこの金額、この財産なのにこの金額の審判を下しているんだって、個人的に悩む時もありますけれども。現在の仕組みでは、そういった中でやっていることになるかと思います。ただ、申し立てにかかる金額っていうのは、医師の鑑定依頼が必要と言うときには10万とかありますけれども、そうでなければ切手代だったり印紙代だったりそういったものが主になりますので、それもこれから後見を申し立てる方の財産が少ないということからかなと思います。

地域福祉課長：はい、山本委員。

山本委員：今のお話に関して私も少しわからないのですが、あくまでも報酬助成は後見人をやられる方への支払いに充てられるものと。先程の中内委員が仰っていたのはやる方のインセンティブのようなものとしてという要素はという点でいうと、違う。例えば高齢者だった高齢者の、障がい者だったら障がい者のというようなのが後見人にも伝わって、だったらやろうかという流れになるんじゃないかなと思うんですね。

中内委員：あのですね、お金のない人の後見を担当することって非常に、非常に苦勞するんですよ。お金の捻出どうやってやろうかと。その場合に、そういった助成金があれば、非常にありがたい。それはその後見人が自分の報酬として使うのではなくて、被後見人のために使うお金なので、それは、市からの助成があると、非常に使いやすいと。そうなるんですね、お金のない人の貢献もやってみようという、市民後見人さんのような方が、私もやってみようということになるんじゃないかと。お金のない人の後見やるって非常に苦勞するんですよ。だから、そういう面で、市からの助成っていうのは非常に後見人を増やすためにね、一種のインセンティブみたいになるのかなと。

田中委員：小金井市は市民後見人を想定している計画でしたか。

地域福祉課長：だけじゃないです。

田中委員：いや、逆に読めるのですけど。これ、あれですよ。専門職後見人への支援というところに入っている内容なので。

中内委員：また、後見人等へと書いてありますので、ここには、市民後見人だとか、親族後見人も全部入っているっていうふうに私は理解しているのですけれども。

田中委員：えっと、書き方が変わっている。私、旧版を見ているのかしら。14ページの「施策の展開2の後見人への支援」の政策名(2)、私ここの話をされてるのかなと思っているのですけれど。

中内委員：そうです、そうです。

田中委員：これ、後見等に変わっているのですか。

中内委員：後見人等になっている、違いますか。

田中委員：いやわからないです。私のデータでは、後見人にしかなくてないので。だから聞いているのですけれど、等ですね、わかりました失礼しました。それだったら大丈夫です。

地域福祉課長：持田委員、どうぞ。

持田委員：はい。意見が2つあります。13ページですけれども、2つとも。基本施策3「権利擁護支援を支える機能の充実」施策の展開2「相談機能の充実」におきまして(4)頼れる身寄りがいない高齢者又は障がい者等への相談支援、家族や親族がいない、または家

族や親族がいても必要な支援が受けることができない高齢者又は障がい者等に、成年後見制度の案内をはじめとする必要な情報提供や相談支援の充実に期待しています。そのための体制の整備ということについて、社会福祉協議会の石塚さんにお聞きしたいのですが、ご説明いただけますでしょうか。具体的にどのようなことなのか。

石塚委員：そういった中では、これまで行ってきた講演会の事業であるとか相談会の事業とかもありますし、日常的に窓口を開いたりということがまずはあるのかなという風に思います。そういったことをベースにしながら、今後できる具体的な施策を考えていくという、今ここでこうですというのは申し上げられないのが大変申し訳ないのですけれども。いずれにしても皆さん安心して暮らせるようにというところで進めていきたいと。あとは先程も申し上げましたけれども、実際、具体的に後見のお話とかになってきたりいわゆる地域権利擁護事業につきましても、結局、関係機関から入ってくるパターンが本当に多いので、まあそういった部分では、関係機関の方に十分ご理解をいただくというところも非常に重要なのかなと思っております。現場でやはり直接見ていらっしゃる方々が、その変化とかそういったものに気づいて、ちょっとこういった場合には成年後見制度とか、地域福祉権利事業の利用を進めたほうがいいんじゃないかという風なところをご理解いただくといったことも大事かと思っておりますので。まあ、今までも、関係機関等連絡会と言って、例えば市の方でいけば経済課ですとか自立生活支援課にご参加いただいて、周知に努めていますし、実際今日の午後に関係機関等連絡会が開催される予定でありますので、地道な活動を続けながらというところで考えているところでございます。以上になります。

地域福祉課長：はい、酒井さん。

酒井委員：今の件ですけれども、小金井市の中だけでなく相談支援という関りでいろんなキャッチボールが1日当たりものすごい数なされているわけでね、ただその中で成年後見が主軸になっていないとは思いますが、関係者っていうのは必ず対象者というか当事者ですよ、まあ障がいだったりその親とかもいらっしゃってね、その方は知っているわけだから、その時にやはり成年後見に絡む話っていうのをね、情報をしっかりと共有するとかね、例えばそういった事業所なんか本人とそういう話ができなくても、家族面談必ずやられますよね、そういった時に伝えるとか、情報を収集するとか、そういうかたちではやはりアンテナが非常に、ただその機関レベルでどっかにあるというか、機関に関わっている職員さん自体がそういうアンテナを常に持つということが非常に大事なのかなと。だからここ20年ぐらい成年後見の話ってずっとあるんだけど、そんなにボロボロっていう感じではないですよ。ただどう認知症の時代に入ってきた中では、本来は需要っていうのは高いはずなだけで、ちょっとそれと関連して、この中で読んでいて、家族信託という言葉がないんですよ。まあ直接成年後見と関係はないのだけれども、財産管理に関わる要件と、そうじゃない生活面に関わる要件とを分けて、例えば財産管理は親族に任せるとかね、そういったかたちで、それ以外は機関がやるのかね、そういうこともできるみたいなので、それを含めてね、私もそんなに知識を持っている訳ではないけれども、情報としてこういう風になっているんだよというところを

色々な関係者が知る場というか、そういった場が必要かなと思うんですよね。やっぱり、この代って、その立場にならないと分からないんだよね。誰も気に留めないし。介護にならないと介護が分からないのと一緒で。

田中委員：あ、ごめんなさい。家族信託の議論とか、でていたんですか。

地域福祉課長：今回の計画の中では触れてはいなかったかと。

酒井委員：一個人としてだけれど、対象とした場合にね、財産とかになると後見人さんだっってどんどん構えてくるわけでしょう。金額もでかくなるし。その辺ではね、先程のハードルの高さっていう時の報酬の問題もあるけれども、そういった問題も含めて。あと例えばよくあるじゃないですか、要介護になったおじいちゃんおばあちゃんを誰が見るのって、兄弟の中で恩恵だったりそれが財産も絡んでね、よくテレビでみる。例えばそこのある部分を切り離すことによってね、ちょっと人間的なね、接点とかも介護とかあるんじゃないかと。

山本委員：今お話を伺っていて、法人後見だと、法人が受けて、財産部門だとかに分けて、人が立ち代わりやるというイメージなんでしょうか。

石塚委員：まあ、色々なパターンが考えられるかと思います。法人後見のメリットというのは、例えば若い方ですね、一番わかりやすい。若い方が被後見人等になられた場合、長期にわたりますよね。それが専門職の後見人が一人ついたという時に、仮に後見人が高齢だったとして、今の制度だとどう考えても後見をやっていらっしゃる方が先に亡くなってしまふという風になりますね。長年、うまく築いてきた関係性があるのだけれども、先に後見人がリタイアせざるを得ないと、そういった場合に、法人後見であれば法人内で引継ぎだとか交代でといったことができるというのが法人後見のメリットの一つです。あとは、非常にいろいろな方がいらっしゃいますので、専門職の方がついていますがそれでも、後見人と被後見人の関係性が著しく悪くなった時にすぐにやめることができないということがありますね。特に精神に重い障がいを持っていらっしゃる方の場合ですとか、法人後見であればその中で担当者を変えることで、この人だったらうまくいけるんじゃないかという、中での交代でスムーズにあるべき担当者にもっていくことができるというメリットが法人後見にはあるのではないかな、と思っておりますので、まあ法人後見をどのようにうまく使っていくのかというのは色々な考え方があると思います。デメリットとすると、複数の人が関わったとしますと、そこに現金管理が色々重なりますと、複数の人が現金管理をきちんと毎回整えておくことも非常に苦労はするようになるかと思えます。勿論、現金管理を少なくすればいいんですけど、それでもやはりある程度はでてくるという。そうすると、お一人だったら出したり入れたりそこに間違いはないんだけど、複数だとあっちで出したよ、こっちで出したよ、っていうのは日々連絡をみてその集計も逐次行っていないと。大体そういう時って後見人さんが立て替えちゃったりとかして、数字が分からなくなってしまうというところがあるので。そういったところの丁寧な対応とかが必要かと思えます。いずれにしても、単独でつくってという場合もそれはそれでいいところもございますし、法人でやることの良いところもあるかなと思えます。あと、先程酒井委員が言ったように、後見人が2人付

くというのは、複数後見というかたちで、例えばその訴訟みたいなことと、日常生活とかも絡んでくるというのであれば、日常生活の方はご家族がやる、訴訟みたいなものが絡んでしまっているのは弁護士さんが一旦ついて、その問題が解消したら弁護士さんだけ辞任して、ご家族が継続してみていくというふうなこともありますし、あとは先程市民後見人をどう活用するかというところで、そういった困難を抱えるような、財産だったりだとか、法律に関わるといった困難だったんだけど、それが終わったら日常のところでの支援だけでよければ、そこを市民後見人さんに担ってもらえないかな、みたいな話も勿論でていますので。ただ、市民後見人さんにそこまで担えるのかっていうのがまた逆にあってですね、これがなかなかまだ難しいというところがありますので、そういったところをこれから少しずつ見ていかなくはいけないのかなという風には思っています。はい。以上になります。

地域福祉課長：ありがとうございます。永並委員、どうぞ。

永並委員：上の方の「(3) 地域福祉権利擁護事業との連携強化」というところですけれども、「地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への適切な移行を図ります」と。先ほども出ていたんですけども、部分的に法的なサポートをして方向を決めていくということが多いのではないのかなと思うんですけども、ちょっと違和感があるんです、この表現に。先ほども地権の方すごく待機者が出ているということで、それと考え合わせるとできるだけ少しずつでも移行したいというお気持ちもあるのかもしれないんですけども、そこをうまく、この表現だとちょっと、もうちょっといい表現がないのかなというふうに。

石塚委員：そうですねえ。

地域福祉課長：お願いします。

石塚委員：まず現状から、今、永並さんが言っていたところ、課題も含めてなんだろうかと。まあ、地権でやっていて、地権でも現状でいく補助・補佐レベルだったら地権でやっていくのも大丈夫なんですよというのはある。ただ、それが望ましいのかというのはまた別で、まあやはり先程いったとおりで従来、契約だったり管理だったりとなってくると成年後見制度にちゃんとお繋ぎするというのが重要になってくると思っっているんですね。まあ、我々確かに待機者多くいらっしゃるんで、そうすると仮に今後見の方に一旦、今度の制度でいったんだけど、何か大きなものが終わったからじゃあ後見を外しましょうとなった時に、その人どうするんですかっていう問題が残るんですね。じゃあ、すぐ地権に戻れるかという、その方のために枠を空けておくということはないですから、またお待ちいただきますということになるんですね。それってどうするんだというのは、今、課題として突き付けられているんですね。じゃあどういう風にしたらいいんだと。勿論今、やめられるとはなっているけれども、やめられるというレベルがですね、どういったところで判断されるのかというところにも通づるところだと思うんですね。勿論、本人の意思は確認していった上で、どういう支援が必要なのかということをしちんと判断したうえで、それが地権なのか、後見、いわゆる今度は補助制度というようなかたちになるのか。ただ、直ぐに戻ってくるよという話になると、じゃあどうやって受け皿を設けるのか、これについてはまだ明確な回答というかですね、私の方で

は国の議論を見ていて明確に分からないなというようなところですので、そこは何かあれば補足してもらえると。

地域福祉課長：何か。とにかく現場の地権事業がまず、待機者が溢れているという状況がずっとこの間続いていると。一方で、成年後見ってまだまだ認知が少ない。本来成年後見制度にもう移行すべきような人も、待機者の中には潜在的にずっと、残っているみたいなところもあるので、もうちょっと、市としてはこの辺のPRっていうか、広報周知っていうものをちょっと今後していかないといけないのかなっていう課題はありますね。何でもなんでもかんでも、社協さんのまず地権だとしなくても、最初から成年後見という場合も中にはあるわけで、その辺の棲み分けっていうのはちょっと今アバウトになっているのかなという感じはするので、その辺をしっかりと整えていければなとは思っています。あと、ご質問でもご意見でも。あ、持田さん。どうぞ。

持田委員：2つめの意見ですけれども、よろしいでしょうか。同じ13ページです。施策の展開3「広報機能の充実」の「(3) 出前講座」です。私はこれを読んで、例えば小学校、中学校、小学校では高学年を対象に、中学校は全学年に、出前講座はいかがかなと思いました。どうしてかといいますと、若いうちから正しい知識を養うことは大事かなと思った次第です。

地域福祉課長：ご意見ありがとうございます。

持田委員：難しいですかね。

酒井委員：社会経験のない中で、おじいちゃんおばあちゃんが元気だとなかなか実感が湧かないんじゃないかと。周りが、例えばね、子ども自身が、特別支援学校の子がいるとかね、そういう身近さがあれば別だけれども。それもなかなか難しい現状ですよ。そうすると、いやな話だけれども、時期早々な気がしますね。

田中委員：今の話はいい話だと思いましたよ。評価する場ではないと思っているので、早いか遅いかという話ではなくて、いい話だなと。私、小学生、中学生の塾講師をやっているの、小学生今色々なことを知っているし、「ダメ。ゼッタイ。」の薬物乱用防止の講義をすると寧ろ「先生古い」とか言われるので。様々な小学生がいるから、様々な可能性は残しておくのがいいかななんて思ったりします。以上です。

石塚委員：今、小学生にもという話でイメージしたのが、今包括支援センターの方では、認知症のキッズサポーターの講座を小学校回ってやっていただいているんですね。それを考えたときに、それをこれに結び付けて何かできることはないかなと少しだけ妄想してみたんですけど。今直ぐに答えが出せるものではないんですけども、ただ全くできない話ではないんだろうなと。ただ、よく練って小学生にどうやって伝えていくのかっていうのを、ただでさえ大人が聞いてもわかりにくいっていうのをですね、子どもたちにわかりやすく説明するっていうのは、これはなかなかハードルの高い話だなと思いますけれども、でもそれができるようになれば、非常に有用な話なのかなというふうには感じたところでございます。

持田委員：少ないからあれですけど、学校でみたことを持ち帰ってもらって、お家でこんな話もあったよと、おじいちゃんやおばあちゃんにもつたえてもらう、そんな啓発もあるのか

などと思いますね。

田中委員：多分、文言に教育機関というのがないということが今の議論、ご質問だったと思うので、まあそこを入れるか入れないか難しいのかもしれないですけど、関係機関という中で例えばそういった教育機関も裏ではイメージしているよっていうところなのかなと思います。以上です。

地域福祉課長：ありがとうございます。金ヶ江さん、何かあれば。

金ヶ江委員：去年、民生委員で高齢者訪問をしたときに初めて成年後見を使っている方、母は弁護士に頼んでやっている、っていう1件しか分からなくて。一般的に、その場合のケースは、子どもが面倒見ていたんですけど、お金の管理を息子ができないので、後見人制度に申し込んだという。一般的にどういう人たちがどういう理由で、というのが僕としては実感がなくて、どういう理由で使われるのか知りたいなと基本的なことを知りたいなど。変な質問ですみません。

石塚委員：どんな方という話ですけど、我々が大体直面しているセンターに入ってきている方っていうのは、正に介護現場とかで施設入所が必要で、かといってその人の判断能力が十分ではなくて、契約行為が難しい、なおかつご親族でもお手伝いしてくださるような方がすぐみつからないとか、今はご家族が疎遠になってしまって、まあ色々それまへの生活内で課題があって手伝いたくありませんとかですね、そういう方も結構いらっしゃるんですよ。そうするとどなたも支援することができないということになりますので、そこで我々がお手伝いさせていただいているという感じになります。いずれにせよ、お一人では契約行為とかそういったことができない、あとよくあるパターンっていうのが、銀行に行ってお金を下ろそうと思ったんだけどもうまく手続きができなくて、銀行員の方に「成年後見に付けてもらわないと駄目ですね」とか言われてそこから成年後見人を付けないと、とその場合はご家族からご相談いただくことが、まあその場合ご家族が下すということができないので、そういったところから入ってくる。割とそんなに特別なものではないと、特別な方々ではないと、捉えていただくとよいかと思います。そういう状況になっても何とか暮らせていらっしゃるという方もいらっしゃるんですけども、認知症でも、認知症のどういった症状が出ていらっしゃるかで日常をどう過ごせるかというのは変わってきますし、精神の障がいでもそうですよね。知的、発達の方でも、今まで日常的な生活をどのように積み重ねてきたかで、どこでどういう支援が必要となるか、ほんとに人それぞれなので。それぞれに対して一つ一つ丁寧に見ていくしかない。繰り返しになりますけれども、特別なことではない、特別な人ではないというふうに思います。

金ヶ江委員：ありがとうございます。

地域福祉課長：小森委員、何かありますか。

小森委員：メールで質問させていただいたので、特に今はないです。

地域福祉課長：そうですか。ありがとうございます。永並さん、どうぞ。

永並委員：いいですか。先程持田さんが仰っていた13ページ、出前講座の件で、ここでそういうこともあるじゃないかという話になったと思うんですけど。ですから、市民活動団体

のその後に教育機関等とか入れたらどうなんですか。

地域福祉課長：はい、基本的にはですね、今回の計画につきましては、こちらでいかせていただきたいと思います。当然ながら、関係機関の中にはですね、福祉分野だけでなく教育分野も含めたかたちという議論もありましたので、そういったことも裏の中では入っているという理解で結構でございます。これにつきましては、様々なご意見頂戴するところでございますけれども、お時間の関係もでございますので、本日のところはこの辺で締めさせていただきます。非常にいろんなご意見、ご感想ありがとうございました。本日の主な議題は以上となります。以上となります。

今後のスケジュールにつきましては、来年度の地域福祉推進委員会はですね、全3回程度の開催を予定しております。具体的な日時等は改めて調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また本日の委員会閉会后にですね、事務局の方から、報酬の支払いなどに関する事務連絡をさせていただきます。また、委員のですね、委員会の運営に関する事項や、地域福祉計画の概要につきまして、ちょっと時間も限られていますので、簡単にご説明をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

福祉保健部長：今回からこのメンバーということになります。まだ選出がなされていない関係機関もありますし、学識経験の方もこれから選出ということでございますが、来年度からもどうぞよろしくお願いいたします。

地域福祉課長：よろしくお願いいたします。ありがとうございました。本日の議題はこれで終了いたしました。来年度から引き続き、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。それではこれをもちまして令和7年度第2回地域福祉推進委員会を閉会とさせていただきますので、どうもありがとうございました。